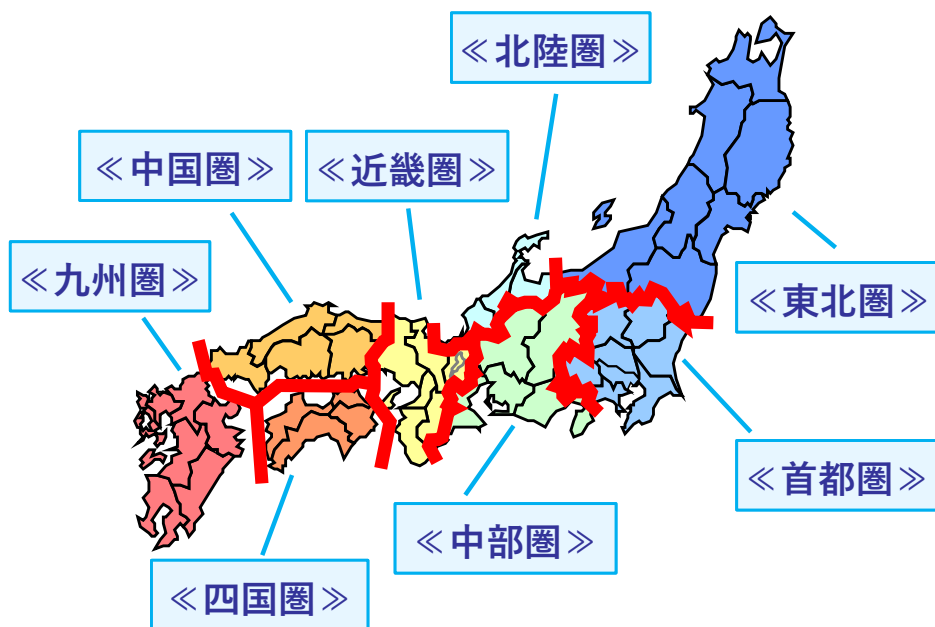


- **広域地方計画は、国土形成計画法（昭和25年法律第205号）第9条に基づき、全国計画（国土形成計画）を基本として、広域地方計画区域ごとに国土の形成に関する方針や目標等を定めるもの。**
- 広域地方計画区域は、東北圏、首都圏、北陸圏、中部圏、近畿圏、中国圏、四国圏、九州圏の8圏域。
（※）北海道、沖縄は、別の根拠法に基づき、それぞれ、北海道総合開発計画、沖縄振興基本方針・沖縄振興計画を有する。
- 次期広域地方計画について、**令和8年6月頃の計画策定（国土交通大臣決定）を目指し、**国の出先機関、地方公共団体、経済団体等で構成される**各圏域の広域地方計画協議会が原案を作成。**

広域地方計画区域



※北海道総合開発計画、沖縄振興計画とも連携して推進

広域地方計画

○国と地方の協働による広域圏づくり（大臣決定）

- ・国の出先機関、地方公共団体、経済団体等で広域地方計画協議会を組織
- ・計画の策定に向けて、各主体が対等な立場で連携・協力

